

市職員を募集します

1. 職種、採用予定人数および応募資格

職種	採用予定人数	応募資格
事務職(一般)	7人程度	(1)昭和55年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成28年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (2)通勤可能な人
事務職(身体障がい者)	1人程度	(1)介護者なしに事務職としての任務の遂行が可能な人 (2)身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1級から6級までの人 (3)昭和55年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成28年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (4)通勤可能な人 (5)活字印刷文による出題に対応できる人
技術職(土木)	2人程度	(1)昭和60年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成28年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、土木技術の専門課程・科目を履修している人 (2)通勤可能な人
保健師	1人程度	(1)昭和60年4月2日以降の生まれで、保健師の資格を有する人または平成28年3月までに資格取得見込みの人 (2)通勤可能な人
保育士・幼稚園教諭	2人程度	(1)昭和50年4月2日以降の生まれで、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する人または平成28年3月までに資格および免許を取得見込みの人 (2)通勤可能な人
消防職	5人程度	(1)昭和60年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成28年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (2)通勤可能な人
医療職(看護師)	2人程度	(1)看護師の免許を有する人または平成28年3月までに免許を取得見込みの人 (2)通勤可能な人

次に該当する人は応募することができません。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
- (2) 永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人
- (3) 看護師は、地方公務員法の定年退職が満60歳のため、その年齢以上の人(昭和31年4月1日以前に生まれた人)
- (4) 消防職は、日本国籍を有しない人

※外国籍職員の任用に関する基準については、**8**を参照してください。

2. 試験の日時、場所など

第1次試験

●事務職(一般・身体障がい者)、保健師、保育士・幼稚園教諭および消防職

とき 9月20日(日) 午前9時～

ところ 総合保健福祉センター(あいあい)

試験科目 教養試験、適性検査および小論文の各筆記試験

●技術職(土木)

とき 9月20日(日) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 教養試験、適性検査、専門試験および小論文の各筆記試験

●医療職(看護師)

とき 9月26日(土) 午後1時30分～

ところ 市立医療センター

試験科目 個別面接および作文(第1次試験のみ実施)

第2次試験

●事務職(一般・身体障がい者)、技術職(土木)、保健師、保育士・幼稚園教諭および消防職

とき 10月11日(日) 午前9時～

ところ 総合保健福祉センター(あいあい)および亀山西小学校(体力測定)

試験科目 集団討論(第1次試験合格者は、全員第3次試験へ進みます。消防職は、体力測定を実施します。)

第3次試験

●保健師、保育士・幼稚園教諭および消防職

とき 10月31日(土) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 個別面接(保育士・幼稚園教諭は実技試験を実施します。)

●事務職(一般・身体障がい者)および技術職(土木)

とき 11月1日(日) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 個別面接

3. 市職員採用試験申込書等の提出および問合せ先

企画総務部人事情報室(市役所2階)

〒519-0195 本丸町577番地

☎0595-84-5031、FAX0595-82-9955

4. 提出書類

- (1) 市職員採用試験申込書(市の指定するもの)
 - (2) 履歴書・身上書(市の指定するもの)
 - (3) 最終学校の卒業(見込)証明書(卒業証書の写しでも可)
 - (4) 応募資格に資格要件がある職種については、免許証または資格を有することを証明する書類の写し(取得見込みの場合を除く)
 - (5) 身体検査書(看護師に限る)
 - (6) 身体障害者手帳の写し(事務職(身体障がい者)に限る)
- ※市職員採用試験申込書と履歴書・身上書は、市役所本庁舎および関支所の受付にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※提出された書類は、採用試験においてのみ使用します。また、書類の返却はしません。

5. 受付期間

8月3日(月)～21日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

※郵送による申し込みは、書留郵便に限ります。

(8月21日(金)必着)

6. 採用予定日

平成28年4月1日

※卒業見込者を除いては、平成28年3月31日以前

を採用日とすることもあります。

※合格者は、「採用候補者名簿」に成績順に登載し、

その中から採用者を決定します。

7. 給与等

給与は、亀山市職員給与条例の定めるところにより支給します。

8. 外国籍職員の任用に関する基準について

公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とすることから、外国籍の職員が就けない職務があります。詳細については、企画総務部人事情報室へお問い合わせください。